

山形県汚染土壌等の処理に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）に定める汚染土壌処理業者の適正な指導、及び汚染土壌等の処理に関して必要な事項を定めることにより、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この要綱において使用する語句は、法の定義によるほか、次の各項によるものとする。

- 2 「汚染土壌等」とは、汚染土壌又は基準不適合土壌をいう。
- 3 「基準不適合土壌」とは、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という）第31条で定める基準を満たさない土壌をいう。
- 4 「許可申請予定者」とは、法第22条第1項の許可又は法第23条第1項の許可（法第22条第2項第3号に掲げる事項の変更であって、次のいずれかに該当するものに限る。以下同じ。）を受けようとする者をいう。
 - (1) 汚染土壌処理施設の種類を追加するもの
 - (2) 汚染土壌処理施設の構造の変更であって、主要な設備の変更を伴うもの
 - (3) 汚染土壌処理施設の処理能力を10パーセント以上増大するもの

(県の責務)

第2条 県は、汚染土壌等の適正な処理を推進するため、汚染土壌処理業者に対して法令及びこの要綱の遵守の徹底が図られるよう、指導、助言及び監督に努めるものとする。

(市町村の責務)

第3条 市町村は、汚染土壌等の適正な処理が図られるよう、県が行う調査その他の事業に協力するものとする。

(汚染土壌処理業者の責務)

第4条 汚染土壌処理業者は、汚染土壌等の処理を行う場合には、法の規定によるほか、この要綱の規定を遵守しなければならない。

- 2 汚染土壌処理業者は、汚染土壌等の処理業務に携わる従業員等の資質の向上に努めなければならない。

(汚染土壌等の処理)

第5条 汚染土壌処理業者は、県外の土地の所有者等から汚染土壌等の処理の依頼があった場合は、汚染土壌等が発生した都道府県内で処理が困難である理由を示した書面の提出を求めるものとする。

- 2 汚染土壌処理業者は、土地の所有者等から汚染土壌等の処理を受託する場合は、あらかじめ当該汚染土壌等の汚染状態等を記載した書面の提出を求めるものとする。
- 3 汚染土壌処理業者は、土地の所有者等から汚染土壌等の処理の依頼があった場合は、汚染土壌処理施設の能力以上に引き受けてはならない。
- 4 汚染土壌処理業者は、関係市町村又は関係住民の求めがあった場合には処理する汚染土壌等に関する説明を行うものとする。

(県外汚染土壌等の処理事前協議)

第6条 汚染土壌処理業者は、県外から搬入される汚染土壌等を処理しようとするときは、あらかじめ要措置区域等ごとに様式第1号による県外汚染土壌等処理事前協議書(以下「処理事前協議書」という。)により知事に協議(以下「処理事前協議」という。)しなければならない。

2 前項の場合において、県外の汚染土壌等の搬入終了日は、搬入開始日から同日の属する年度の末日までの間のいずれかの日とする。

3 処理事前協議書には、別表1に掲げる書類を添付するものとする。

(処理事前協議の結果の通知等)

第7条 知事は、処理事前協議書を受理した場合は、生活環境の保全の見地から審査し、その結果を受理した日の翌日から起算して14日以内に汚染土壌処理業者に対し通知するものとする。

2 汚染土壌処理業者は、前項の規定による通知を受けないで県外汚染土壌等を処理してはならない。

(処理事前協議の内容の変更)

第8条 前2条の規定は、汚染土壌処理業者が処理事前協議をした内容のうち、特定有害物質による汚染状態、汚染土壌等の数量及び搬入期間を変更する場合について準用する。ただし、搬入する汚染土壌等の数量を減少させ、又は搬入期間を短縮する場合は、この限りでない。

2 汚染土壌処理業者は、処理事前協議の内容を変更した場合(前項に規定する協議内容の変更以外の場合に限る。)は、様式第2号による県外汚染土壌等処理事前協議内容変更報告書により速やかに知事に報告しなければならない。

(処理事前協議をしない汚染土壌処理業者の公表)

第9条 知事は、汚染土壌処理業者が処理事前協議をしないとき、又は第7条第1項の規定による通知を受けないで県外汚染土壌等を処理したときは、その旨を公表することができる。

(汚染土壌等処理実績報告)

第10条 汚染土壌処理業者は、毎年6月30日までに、前年度の汚染土壌等の処理状況について、様式第3号による汚染土壌等処理実績報告書により知事に報告しなければならない。

(埋立処理施設に係る事業概要書)

第11条 許可申請予定者は、許可を受けようとする汚染土壌処理施設の種類が埋立処理施設の場合には、第13条第1項に規定する許可事前協議をする前に、様式第4号による事業概要書(以下「事業概要書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 前項の事業概要書には、別表2に掲げる書類を添付するものとする。

3 知事は、事業概要書の提出があったときは、予定地を管轄する市町村長及び生活環境の保全上関係がある市町村長(以下「関係市町村長」という。)に処理施設の設置に関する意見を求めるものとする。

4 知事は、許可申請予定者に関係市町村長及び関係住民の意見を踏まえて、県の意見を通知するものとする。

(概要説明会の開催)

- 第12条 許可申請予定者は、知事が指示する関係住民に対し、あらかじめ日時及び場所を定め、事業概要書に関する説明会（以下「概要説明会」という。）を開催しなければならない。
- 2 前項の住民は、許可申請予定者に対し、生活環境保全上の見地から意見を述べることができる。
 - 3 許可申請予定者は、誠意を持って前項の意見に対応しなければならない。
 - 4 許可申請予定者は、概要説明会の実施状況並びに第2項の意見及び当該意見に対する回答その他の対応状況を知事に報告しなければならない。

(汚染土壌処理業許可申請に係る許可事前協議)

- 第13条 許可申請予定者は、法第22条第1項の許可又は法第23条第1項の許可の申請を行う前に、様式第5号による汚染土壌処理業事前協議書（以下「許可事前協議書」という。）により知事に協議（以下「許可事前協議」という。）をしなければならない。
- 2 許可事前協議書には、別表3に掲げる書類を添付するものとする。

(利水者への説明)

- 第14条 許可申請予定者は、許可事前協議をする前に、原則として第一利水者に対し、当該事業に係る説明を行わなければならない。ただし、汚染土壌処理施設（保管設備を含む。）が屋内設置されていること等により、当該施設からの汚染土壌等を含む汚水や土砂を含む濁水等が排出されない場合は、この限りでない。

(関係市町村長等の意見の聴取等)

- 第15条 知事は、許可事前協議書が提出されたときは、関係市町村長等に対して当該許可事前協議の内容について意見を求めるものとする。
- 2 前項の関係市町村長等は、許可申請予定者に対し許可事前協議の内容について説明を求めることができるものとする。

(準用)

- 第16条 第12条各項の規定は、埋立処理施設に係る事前協議について準用する。

(許可事前協議審査結果の通知等)

- 第17条 知事は、許可事前協議書の内容を審査し、審査結果を許可申請予定者に通知するものとする。
- 2 知事は、許可申請予定者に対し、前項に規定する審査結果の指示事項の対応状況について報告を求めることができるものとする。

(許可事前協議から許可申請までの期間)

- 第18条 許可申請予定者は、前条第1項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して2年以内に、法第22条第1項の許可又は法第23条第1項の許可の申請を行うものとする。
- 2 前項に規定する期間を経過したときは、再度、許可事前協議をするものとする。

(協議を行わない許可申請予定者の公表)

- 第19条 知事は、許可申請予定者が許可事前協議をしないときは、その旨を公表することができる。

(環境保全協定の締結)

第 20 条 許可申請予定者は、関係市町村長及び汚染土壌処理施設の設置等により生活環境に影響の生ずるおそれがあると認められる住民等から汚染土壌処理施設の設置について生活環境保全に関する協定の締結を求められたときは、これを締結しなければならない。

(事故時等の措置)

第 21 条 汚染土壌処理業者は、汚染土壌等の飛散、流出その他生活環境に影響が生じ、又は生ずるおそれがある事故が発生した場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、その状況について直ちに知事及び関係市町村長に通報しなければならない。

2 汚染土壌処理業者は、前項に規定する場合において、知事が事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置を講ずべき旨を指示したときは、これに従わなければならない。

3 汚染土壌処理業者は、前項の措置が完了した場合は、様式 6 号による事故復旧工事完了報告書により知事に報告しなければならない。

(書類の提出部数等)

第 22 条 この要綱により許可申請予定者及び汚染土壌処理業者が知事に提出する書類の提出先は環境エネルギー部水大気環境課とし、提出部数は 1 部とする。

附 則

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、山形市を除く地域に適用するものとする。ただし、第 10 条に規定するものについてはこの限りでない。

3 第 11 条から第 19 条までの規定は、許可を受けようとする汚染土壌処理施設が、山形県一般廃棄物処理施設の設置に関する指導要綱又は山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱に基づき設置等に関する事前協議を行っている場合は、適用しない。

4 第 11 条から第 19 条までの規定は、法第 22 条 4 項の規定による許可の更新を行おうとするものに対しては、適用しない。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 15 日から施行する。

別表1（第6条）

県外汚染土壌等処理の処理事前協議に係る添付書類

- | |
|-------------------------------|
| 1 汚染土壌等処理の委託契約書の写し |
| 2 汚染土壌等発生場所及び運搬荷姿の写真 |
| 3 汚染土壌等分析結果の写し |
| 4 汚染土壌等が発生した都道府県内で処理できない旨の理由書 |
| 5 その他知事が必要と認める書類 |

注) 協議の内容を変更する場合は、変更に係るものに限る。

別表第2（第11条）

埋立処理施設に係る事業概要書の添付書類

- | |
|---------------------------------------|
| 1 許可申請予定者の概要を明らかにする書類 |
| 2 事業計画及び経営計画の概要を明らかにする書類 |
| 3 施設の設置場所及び搬入経路を明らかにする図面 |
| 4 土地利用現況図及び土地利用規制図 |
| 5 汚染土壌処理施設の維持管理計画及び環境保全対策の概要を明らかにする書類 |
| 6 予定地周辺の利水の状況、上水道等の水源の状況を示した図面 |
| 7 予定地等の使用に関して土地所有者と協議した内容を記載した書類 |
| 8 その他知事が必要と認める書類 |

別表 3 (第 13 条)

汚染土壌処理業許可事前協議書の添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 許可申請予定者が法人である場合には、その定款及び登記事項証明書
- 3 許可申請予定者が個人である場合には、その住民票の写し
- 4 汚染土壌等の搬入計画（県内・県外別）及び埋立期間等の概要を記載した書類
- 5 施設の維持管理計画及び埋立処理施設にあっては跡地利用計画を記載した書類
- 6 汚染土壌処理施設設置場所の位置図（国土地理院発行 25,000 分の 1 の地図に赤で位置を示すこと。）
- 7 汚染土壌処理施設の構造及び設備の概要を記載した書類
- 8 事業に係る施設の配置図
- 9 汚染土壌処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び設計計算書並びに埋立処理施設にあっては埋立面積及び埋立容量計算書、周辺の地形地質・地下水の状況を明らかにする書類及び構造物の安定計算書
- 10 周辺地区の利水の状況を明らかにする書類
- 11 汚水処理施設の構造を明らかにする図面及び設計計算書
- 12 排水の水質及び水量を記載した書類
- 13 排水の放流経路図及び放流先の概要を記載した書類
- 14 埋立処理施設以外の施設にあっては、汚染土壌処理工程を明らかにした書類
- 15 処理した汚染土壌等を他に委託して再処理する場合は、その再処理汚染土壌処理施設の概要を記載した書類
- 16 次に掲げる土地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条に規定する地図又は公図の写し
 - (1) 事業場の敷地（汚染土壌処理施設等、管理事務所、門扉、囲い等、現に事業に使用し又は使用しようとする一連の土地であって、平面図等に明記した場所をいう。）
 - (2) 事業場の敷地が含まれる地番の土地と接する土地（以下「隣接地」という。）
 - (3) 搬入路
 - (4) 搬入路と接する土地
- 17 施設を設置する土地及び搬入路の使用権限を証する書類
- 18 地域住民等の所在が明らかな図面
- 19 次に掲げる者の同意書及び同意の取得状況一覧表
 - (1) 事業場（搬入路を含む。）の敷地の隣接者（搬入路にあっては、搬入路と接する土地の所有者）全員
 - (2) 施設から概ね 500 メートル以内に居住者がある場合は、その居住者の地区の代表者又はその地区の 3 分の 2 以上の世帯主
 - (3) 汚水（これを処理したものを含む。）の放流がある場合は、原則として放流先の第一利水者ただし、次のいずれかに該当する場合は(1)から(3)までの同意書を省略することができる。
 - ア 汚染土壌処理施設の設置等予定地が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域内にある場合
 - イ 汚染土壌処理施設の更新（処理能力に 10 パーセント以上の増大がない場合であって、その設置場所が更新しようとする施設の設置に係る法に基づく申請又は届出において平面図等に明記した事業場の敷地内であるものに限る。）を行う場合
- 20 次に掲げる関係住民等に対して行った当該事業計画の説明に関する書類
 - (1) 第 14 条による第一利水者への説明状況及び結果の概要

- (2) 埋立処理施設許可申請予定者においては、第 16 条において準用する第 12 条第 4 項の報告書
 - (3) 19 による同意取得に係る地域住民への説明状況及び結果の概要
- 21 その他知事が必要と認める書類

山形県知事 殿

住 所
 氏名又は名称及び法人にあつては
 代表者の氏名
 郵便番号 電話番号

県外汚染土壌等処理事前（変更）協議書

県外汚染土壌等を県内で処理したいので、山形県汚染土壌等の処理に関する指導要綱第6条第1項（第8条第1項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり協議します。

土地の所有者等	名称又は氏名	
	住 所	
汚染土壌等の発生地	要措置区域等の指定年月日・指定番号	
	名称又は氏名	
	所 在 地	
処理しようとする汚染土壌等	重 量（t）	
	体 積（m ³ ）	
	荷 姿	
	基準超過した特定有害物質の種類	
	汚染濃度の範囲	
処 理 方 法		
汚染土壌等を処理する施設に係る事業場	名 称	
	所 在 地	
搬 入 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
搬入する理由		
再処理委託	委託先氏名又は名称	
	所 在 地	

- 注) 1 変更協議の場合にあつては、変更前変更後の内容を記載すること。
 2 「要措置区域等の指定年月日・指定番号」の欄は、基準不適合土壌の場合、「該当無」と記載すること。
 3 処理した汚染土壌等を再処理汚染土壌処理施設に委託して再処理する場合は、再処理委託欄も記載すること。
 4 「搬入期間」の欄の搬入終了日は、搬入開始日から同日の属する年度の末日までの間のいずれかの日とすること。

年 月 日

山形県知事 殿

住 所
氏名又は名称及び法人にあつては
代表者の氏名
郵便番号 電話番号

県外汚染土壌等処理事前協議内容変更報告書

先に事前協議した内容を変更したので、山形県汚染土壌等の処理に関する指導要綱第8条第2項の規定により次のとおり報告します。

事前協議結果通知書の 文書番号及び通知月日	
変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	
変 更 理 由	

山形県知事 殿

住 所
氏名又は名称及び法人
にあつては代表者の氏名
電話番号

汚 染 土 壤 等 処 理 実 績 報 告 書

山形県汚染土壌等の処理に関する指導要綱第10条の規定により、 年度の汚染土壌等の処理実績について次のとおり報告します。

汚 染 土 壌 等 処 理 施 設	名 称	
	所 在 地	
	施設の種類	

管 理 票 交 付 者		汚 染 土 壌 等 発 生 場 所			汚 染 土 壌 等				処 理 方 法	搬 入 期 間	汚 染 土 壌 等 再 処 理 委 託			
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	所 在 地 及び 要措置区域等の場合、 指定区域番号	県内・ 県外の 別	重 量 (t)	体 積 (m ³)	基 準 超 過 した 特 定 有 害 物 質 の 種 類	汚 染 濃 度 の 範 囲 (最小濃度～ 最大濃度)			委 託 先 氏 名 又 は 名 称	所 在 地	委 託 量	
												重 量 (t)	体 積 (m ³)	
		県 内 計									再 処 理 委 託 合 計 量			
		県 外 計												
		汚 染 土 壌 等 処 理 合 計 量												

注) 処理した汚染土壌等を他の汚染土壌処理施設に委託して再処理した場合は再処理委託欄も記載する。

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

氏名又は名称及び法人にあつては
代表者の氏名

郵便番号

電話番号

汚染土壌埋立処理施設に係る事業概要書

汚染土壌埋立処理施設を次のとおり新設（変更）したいので、山形県汚染土壌等の処理に関する指導要綱第11条第1項の規定により事業概要書を提出します。

埋立処理施設の概要	設 置 場 所			
	施設の面積及び埋立容量			
	施設の構造及び設備の概要			
	着工予定年月日			
	使用開始予定年月日			
許可申請予定者の概要	資 本 金	円	従業員数	人
	現在の主な業務内容			
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可取得状況			

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

氏名又は名称及び法人にあつては
代表者の氏名

郵便番号

電話番号

汚染土壌処理業事前協議書

汚染土壌処理業許可申請を行いたいので、山形県汚染土壌等の処理に関する指導要綱第13条第1項の規定により事前協議書を提出します。

汚染土壌処理施設の概要	設 置 場 所			
	敷 地 の 面 積			
	種 類			
	処 理 能 力			
	着 工 予 定 年 月 日			
	使 用 開 始 予 定 年 月 日			
許可申請予定者の概要	資 本 金	円	従業員数	人
	現在の主な業務内容			
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可取得状況			

山形県知事 殿

住 所
 氏名又は名称及び法人にあつては
 代表者の氏名
 郵便番号 電話番号

事故復旧工事完了報告書

事故の復旧工事が完了したので、山形県汚染土壌等の処理に関する指導要綱第21条第3項の規定により次のとおり報告します。

事故発生日時	月 日 時
事故の発生場所	
施設の種類	
事故の内容	
事故の処理状況	
被害の発生状況	
今後の事故防止策	